

東大阪市新斎苑整備事業に関する官民対話調査 実施要領

令和8年6月2日

東大阪市 健康部 斎場管理室 新斎苑整備課

1. 調査の目的

本調査は、東大阪市新斎苑整備事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を選定するに当たり、実施方針の公表前において本事業の事業条件（業務範囲、リスク分担、工期、施設整備内容等）に関し、民間事業者から幅広く意見及び提案を求め、事業及び事業者公募の条件に反映することを目的とします。

2. 本事業について

本事業の概要については、市のウェブサイト公表している基本計画及び導入可能性調査結果報告書をご参照ください。

また、官民対話参加者には補足資料として「対話基礎資料等」を事前に送付する予定です。

■東大阪市新斎苑整備基本計画の策定

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000043869.html>

■東大阪市新斎苑整備に係る PFI 等導入可能性調査の報告

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000043867.html>

3. 官民対話調査の進め方

(1) 官民対話調査の参加申込み・対話基礎資料の提供

官民対話調査の参加および対話基礎資料の提供を希望する場合は、別紙「参加申込書」及び「秘密保持誓約書」に必要事項を記入し、件名を【（企業名・個別対話申込）東大阪市新斎苑整備事業に関する官民対話調査参加申込み】とし、申込先に電子メールでご提出ください。

参加申込書及び秘密保持誓約書のご提出を確認次第、2営業日以内を目途に「対話基礎資料及び対話確認事項」を送信いたします。

① 申込受付期間

令和8年6月2日（火）から令和8年6月10日（水）15：00まで

② 申込先

NiX JAPAN(株) (E-mail：higashiosaka-saienad@nix-japan.co.jp)

(2) 個別対話の日時の連絡

個別対話の日時等については、申込期限後速やかに参加申込みのあった法人又は法人グループの担当者宛てに、電子メールで連絡します。希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 個別対話の実施

① 実施日時

令和8年6月15日（月）から令和8年6月19日（金）まで

※対話時間は1法人又は1法人グループあたり50分程度を予定しています。

② 実施場所

NiX JAPAN株式会社 大阪支店

(〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町四丁目4番24号 住友生命本町第2ビル8階)

※希望により、Web会議システムによる対話（Zoom）も可能です。

③ 参加者

官民対話の参加者は1法人又は1法人グループにつき5名以内としてください。

④ 対話事項

対話当日は時間が限られているため、簡潔で構いませんので、別紙「対話確認事項」に記入の上、対話実施日の前日までに「5. 提出・お問合せ先」のNiX JAPAN株式会社 宛に電子メールで送信してください。

⑤ その他

- ・官民対話は、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います。
- ・官民対話の実施に際して、特に資料の提出は求めませんが、説明のために必要な場合には、提出分として計2部ご持参ください。ご要望がある参加者には、提出資料を返却いたします。
- ・本事業に関する事業者公募が実施される場合は、官民対話への参加実績が優位性を持つものでなく、評価の対象になりません。
- ・官民対話でのご意見及びご提案については、事業者公募の条件を検討する際の参考といたしますが、必ず条件に反映されるものではないことにご留意ください。
- ・本事業に関係のない提案その他官民対話の目的や趣旨から外れた内容についての提案があった場合は、当該参加事業者に対して対話を実施しない（中断する）場合があります。
- ・本調査への参加に要する費用（書類作成費用等）については、参加者の負担としますのでご了承ください。

(4) 官民対話調査対象者

本事業の実施事業者として参加意向又は実施事業者の一部業務を担う意向を有する法人又は法人グループとします。ただし、次に該当する者を除きます。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する入札参加の資格の制限に該当する者。
- イ 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中の者。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされ、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- エ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者。
- オ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立てがなされている者。

カ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

キ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条に示す欠格事由に該当する者。

ク 次の(ア)から(カ)までのいずれかの場合に該当する者。

(ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(エ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 契約の相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

4. 結果の公表について

官民対話調査結果概要について、参加事業者名称を非公表としたうえ市ウェブサイトにて公表を予定しています。

5. 提出・お問合せ先

本調査に関する提出・お問い合わせ

N i X J A P A N (ニックス ジャパン) 株式会社 <アドバイザー業務委託受託者>

担当：島、水川

TEL : 06-4400-7955 FAX : 06-4400-7966

E-mail : higashiosaka-saienad@nix-japan.co.jp

※官民対話調査は「東大阪市新斎苑整備事業 PFI アドバイザリー業務委託」の一部として、NIX JAPAN 株式会社に委託し実施するものです。